

## 第13条(b)

### 1. 母子寡婦対策

未婚の母を含め母子家庭の母及び寡婦にあつては、母親自らが生計の中心者であると同時に児童の養育者であることから、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれている場合が多いため、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法を中心として、関連施策との有機的な連携を保ちながら、事業開始資金等の低利又は無利子での母子寡婦福祉資金の貸付けや、法律上の問題点や事業経営上の問題を抱える母子家庭及び寡婦に対する弁護士等の専門家による特別相談事業、児童扶養手当の支給などの各種施策を推進し、母子家庭の母及び寡婦の生活の安定を図るとともに自立の促進を図っているところである。

現在、離婚が増加する中で、未婚の母を含め母子家庭の母及び寡婦の生活の安定と一層の自立の促進を図るため、母子寡婦対策の根本的な見直しを検討しており、子育て支援策の一層の充実を図るとともに、相談体制の強化、就労支援策の推進を図るなどの総合的な施策展開を検討しているところである。